

社会福祉協議会の主な取り組み事業の指標一覧

基本目標 1 みんなが地域で安心して暮らすことができるように

基本施策（1）住民同士のつながりの促進（P11）

- ◆機関紙「やお社協だより」やホームページ（ブログ）などによる情報提供

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
各地区の ブログ投稿回数	130	160	240	320	400	480

- ◆CoW による活動事例の整理・提供と事例活用支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆社会福祉施設連絡会への情報提供

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
施設連絡会開催数	8	8	8	8	8	8

基本施策（2）交流やふれあいの場・機会づくり（P15）

- ◆身近な地域でのふれあい喫茶型サロンの設置及び開催支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
サロン開催数 (サロン数×開催数)	300	400	500	600	700	800

- ◆CoW による活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆CoW による小地域ネットワーク活動の強化（多様な交流の場の検討など）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
当事者交流の場 設置数	1	1	1	1	1	1

- ◆ボランティアコーディネート機能の充実(地域団体のニーズを把握し適切な人材を供給)

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域活動への コーディネート件数	65	70	75	80	85	90

- ◆社会福祉施設連絡会を通じた地域の社会資源の活用

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
会員施設数	60	66	67	68	69	70

基本施策（3）見守り・支援体制の充実（P19）

◆CoWによる地域住民対象の福祉研修

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催数	4	4	4	4	4	4

◆CoWによる活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
活動事例集の作成・活用	作成中	活用	活用	活用	活用	活用

◆CoWによる福祉課題に対応した小地域ネットワーク活動推進支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
交流の場設置数	1	1	1	1	1	1

◆社会福祉施設連絡会を通じた地域の社会資源の活用【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
会員施設数	60	66	67	68	69	70

基本施策（4）総合的な相談・支援体制の充実（P23）

◆CoWによる新たな福祉課題に対応するための地区福祉委員会における相談支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

◆民生委員児童委員の相談援助技術支援（民生委員児童委員協議会事務局）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催回数	4	4	4	4	4	4

◆社会福祉施設連絡会を通じた相談機能の強化

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
会員施設数	60	66	67	68	69	70

◆個別支援と地域支援の総合的展開（CSWの機能強化）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
延べ相談件数	900	900	900	900	900	900

◆CoWによる小地域ネットワーク活動の強化支援（個別援助活動やグループ援助活動の強化）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
グループ援助活動参加者数	52,000	52,700	52,800	52,900	53,000	53,100
個別援助活動参加者数	60,000	60,000	60,100	60,200	60,300	60,400

基本施策（5）福祉サービスの充実とサービス利用者の権利擁護（P41）

- ◆CoW による地域の福祉課題の集約（要援護者を各種制度や地域福祉活動につなげる）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆基幹型地域包括支援センター（ランチ）事業（高齢者などの権利擁護を図る）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
延べ相談件数	500	505	517	529	541	553

- ◆日常生活自立支援事業・法人後見受任・市民後見人養成事業、権利擁護関係事業の強化

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
法人後見受任件数	2	2	2	2	2	2
市民後見人養成講座 (バンク登録者数)	13	15	20	25	30	35
市民後見人支援体制 (研修回数)	8	8	8	8	8	8

基本目標 2 みんなが地域福祉活動に参加するために

基本施策（1）情報を正確にわかりやすく伝える仕組みの充実・強化（P45）

- ◆機関紙「やお社協だより」やホームページ（ブログ）などによる情報提供【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
各地区の ブログ投稿回数	130	160	240	320	400	480

- ◆CoW による専門機関のニーズを踏まえた情報提供

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
カンファレンス などへの参加数	15	15	15	15	15	15

- ◆CoW による地区福祉委員会など地域団体や当事者組織、民生委員児童委員の情報提供や広報活動への支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
広報勉強会・交流会 の開催回数	4	4	4	4	4	4

基本施策（2）エリア型福祉活動の担い手の確保・育成（P49）

- ◆CoWによる、20～30歳代や居住年数の短い住民向けの地区福祉委員会活動の周知・啓発と活動への参加促進

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
社協PRブースの出展	2	2	2	2	2	2

- ◆CoWによる地区福祉委員会だよりの活動支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
発行地区福祉委員会数	22	24	26	28	30	32
延べ発行回数	40	44	48	52	56	60

- ◆CoWによる地区福祉委員会単位での人材育成の講座・研修会のコーディネート

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
出前講座開催回数	2	4	4	4	4	4

- ◆CoWによる地区福祉委員会の活動支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆CoWによる人材確保・育成などに関する成功事例などの整理・提示及び事例活用支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
活動事例集の 作成・活用	作成	活用	活用	活用	活用	活用

- ◆民生委員児童委員の相談援助技術支援（民生委員児童委員協議会事務局）【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催回数	4	4	4	4	4	4

- ◆地域のニーズに応じた人材育成講座

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
養成講座修了者数	—	200	200	200	200	200

基本施策（3）テーマ型福祉活動（ボランティア・市民活動）の担い手の確保・育成（P53）

- ◆ボランティアだよりやホームページを通じて、ボランティアに関する情報発信

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
ボランティアだより 発行回数	4	4	4	4	4	4

- ◆ボランティアコーディネート機能の充実（地域団体や各機関のニーズを把握し適切な人材を供給）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
コーディネート件数	480	480	485	490	495	500

- ◆ボランティア講座の充実（新たな担い手の発掘から、ニーズの高い福祉ボランティアの育成など）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
出前講座開催回数	2	4	4	4	4	4

- ◆ボランティア講座修了後のボランティアの活動の場づくりや交流などのフォローアップ

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
ボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

- ◆市民活動支援ネットワークセンターなどとの連携強化

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
関係機関との情報交換会開催回数	0	2	2	2	2	2

- ◆ファミリー・サポート・センター事業の実施

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
援助会員活動回数	2,000	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070

基本目標3 みんなが地域で安全に快適に暮らすことができるように

基本施策（1）災害時要配慮者の支援体制（P58）

- ◆CoWによる活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆CoWによる地区福祉委員会単位での人材育成の講座・研修会のコーディネート【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
出前講座開催回数	2	4	4	4	4	4

- ◆CoWによる災害時を想定した日常の見守り活動支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域防災訓練 参加回数	32	32	32	32	32	32

- ◆災害ボランティアセンターの設置運営訓練

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
設置運営訓練実施回数	1	1	1	1	1	1

- ◆災害ボランティア、災害ボランティアリーダーの養成

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
災害ボランティア 登録者数	21	40	60	80	100	120

基本施策（2）安全で快適な地域づくり（P61）

- ◆CoWによる悪徳商法に関する講座など、各地域での防犯に関する取り組みを支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催支援	11	16	20	24	28	32

- ◆CoWによる活動事例の整理・提供と事例活用支援【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域訪問回数 (年間延べ回数)	180	360	432	504	576	648

- ◆福祉有償運送事業、車いすなどの貸出

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉有償運送延べ利用者数	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
車いす延べ貸出回数	450	450	455	460	465	470

基本目標4 みんなの生きる権利を守り、心と体の健康づくりを進めるために

基本施策（1）人権・福祉意識の醸成（P65）

- ◆小中学校での福祉出前講座の開催

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉出前講座開催回数	4	6	8	10	12	14

- ◆福祉教育に関するマニュアルの作成

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
マニュアル作成	着手	作成	活用	活用	活用	活用

- ◆地域での人権研修の普及（地区福祉委員会との連携による地区人権研修の実施）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催回数	16	16	16	16	16	16

- ◆民生委員児童委員の相談援助技術支援（民生委員児童委員協議会事務局）【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
研修会開催回数	4	4	4	4	4	4

- ◆CSWによる個人支援の実施（虐待事例などへの対応）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
のべ相談件数	900	900	900	900	900	900

- ◆基幹型地域包括支援センター（ブランチ）事業（虐待事案などへの対応）

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
延べ相談件数	500	505	517	529	541	553

基本施策（2）地域での健康づくりの推進（P68）

◆CoW による地域での健康づくりサロン支援

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
健康づくりサロン開催数	2	8	14	20	26	32

◆ボランティア講座の充実（新たな担い手の発掘から、ニーズの高い福祉ボランティアの育成など）【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
出前講座開催回数	2	4	4	4	4	4

◆ボランティア講座修了後のボランティアの活動の場づくりや交流などのフォローアップ【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
ボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

◆市民活動支援ネットワークセンターなどとの連携強化【再掲】

指 標	H27年度見込	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
関係機関との情報交換会開催回数	0	2	2	2	2	2

資料編

1. 実施計画編【後期】策定にあたっての現状・課題の整理結果

実施計画編【前期】の計画期間における市民や担い手、社会福祉協議会、市の状況をはじめ、国の地域福祉に関連する制度等および、市の福祉関連個別計画等の関連計画の動向などを整理しました。

1) 市民の意識・動向【平成 26 年度市民意識調査より】

- 市民の地域活動への参加状況をみると、地域活動に参加している人は全体で6割程度となっており、ここ数年大きな変化はみられません。また、年齢別では50歳代で地域活動に参加している人がもっと多く7割程度となっており、一方、20歳代では2割程度にとどまっています。
- 市民の地域活動への参加意向をみると、「日常的に参加することはできないが、地域のまちづくり活動には協力したい」が全体で4割程度を占めて最も多くなっています。また、参加意向のある人は3割程度となっており、依然として多くの市民は地域活動に参加・協力する意向を持っていることがわかります。
- 住んでいる地域（概ね小学校区）で活発になったと思う地域活動についてみると、「生涯学習やスポーツ、パソコンなどの学習・サークル活動」「ウォーキングや体操、食育など、健康づくりのための活動」が3割前後を占めて上位に入っています。また、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域にしていくための活動」は1割5分程度で少ない状況にあります。

一方、力を入れるべき活動についてみると、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域にしていくための活動」や「誰もが安心して外出できるまちにしていくための活動」「防災対策や防犯活動など、暮らしの安全をまもるための活動」が6割以上を占めて上位に入っています。また、小学校区別で力を入れるべき活動をみると、「住民どうしのふれあいやおつきあいを活発にするための活動」が小学校区別で差が大きく、活動に地域差が生じていることがうかがえます。
- 地域での福祉活動が活発に行われているかについてみると、「あまり思わない」が3割程度で最も多く、否定的な意見（「思わない」と「あまり思わない」）が4割、肯定的な意見（「思う」と「少し思う」）が3割となっています。なお、肯定的な意見はここ数年3割程度を推移しています。

2) 地区福祉委員会委員長ヒアリング

- 地区福祉委員会では、依然として担い手の人材不足が喫緊の課題となっています。
また、地区福祉委員長など一部の担い手への活動負担の偏りや業務量過多といった問題をはじめ、地域住民の福祉活動に対する認識・理解不足なども相まって、担い手の世代交代や後継者不足といった問題も深刻になっています。
一方、新たな担い手の確保に向けて、「安全・安心」「防災」「防犯」をテーマに若年層の担い手の確保・育成に取り組んでいる地区もあります。また、活動時間の自由度を高めたり、会議などの開催時間や終了時間を調整するなど、活動に参加しやすい環境づくりや新たな担い手への配慮に努める動きもあります。
なお、現在の活動内容や担い手の状況など、地域ごとに異なる部分が多いため、人材発掘・育成に関する課題も地域で異なっています。
- 地域福祉をさらに推進するためには、市が社協としっかりと連携しているように、地区福祉委員会を中心とした地域の福祉活動ともしっかり連携する必要があるとの意見が出ました。
また、市が地域でのさまざまな活動を展開していくなかで、行政職員が地区福祉委員会についての理解を一層深めるべきとの指摘がありました。
- 校区まちづくり協議会との関係は、地区毎に状況が異なっていますが、校区まちづくり協議会の予算は、使用の制約が厳しいとの指摘が多く挙がっており、地区福祉委員会の活動への財政的支援の必要性についても意見が挙がっています。
- 地区福祉委員会やその活動に関する情報発信・情報提供は依然として課題となっているものの、地区福祉委員会に関する認識・理解は住民に広がっているとの意見もありました。
ただし、新規転入者については地区福祉委員会のことを知らない人が多く、町会加入率が低下している中で、回覧などは町会加入者が対象となっており、情報発信・提供がうまくできていないケースもあります。
- 他機関・団体との連携状況については、特に地域包括支援センターとの連携は進んでおり、センター職員が地域のいきいきサロンやふれあい喫茶、各種イベント・祭りなどに参加しているとの意見がありました。
学校については、連携状況に依然として地域差があり、学校管理者（校長）の考え方等に依拠する部分が多いとの指摘がありました。一方、学校や幼稚園との連携により、保護者や先生などの若い担い手を確保できているとの意見もありました。
- 地区福祉委員会においては、前回のヒアリングから3年程度しか経過していないこともあり、その際に挙げた担い手の確保・育成をはじめとする多くの課題が解決できていない状況にあります。今後は、それらの課題の解決に向けて実施計画編【前期】で掲げた取り組みを継続的に実施していくとともに、現状・課題等のさらなる把握を通じて、必要に応じて取り組みの改善・拡充や新たな取り組みの検討を進める必要があります。

3) 市民会議を通じた意見

平成 25 年度、26 年度の第 3 次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画市民会議の審議内容・グループワークの結果などから、後期実施計画の策定に向けた課題・ポイント等を中心に以下に整理します。

(1) 担い手間での丁寧な情報共有

地域福祉活動の担い手の間で丁寧な情報共有を進めることで、他団体・組織の実績を知ることができ、そこから連携や新たな活動などが生まれ、現状から一歩踏み出すことができることから、地域での課題が多様化・複雑化する中で、担い手・関係者同士が丁寧に情報共有を行い議論することの重要性が指摘されています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報交換・情報発信を通じて、他団体・組織の実績を知ることが重要である。 ② 本来社会の問題だが、家族の問題や個人の問題となってしまう、福祉課題として共有されない課題がある。障がい者の課題も共有化されにくく、DVなどは相当デリケートな面もありさらに共有化されない。そのような中で、地域での活動をどうしていくかについては現実的にまったなしの状態であり、関係者が議論しながら、アイデアを出したり、情報共有を図ることが重要である。 ③ 地域福祉の推進は、関係者が丁寧に情報を共有し、出来そうなことから一歩踏み出していくことを地道に続けていくこと。 ④ 市内の特別養護老人ホームは定期的に会議を行い結束力が強く、連携できている。また、地域包括支援センターを受託しているため、住民とも近く支援活動が展開しやすい。 ⑤ 「情報を共有する」、「連携する」、「一歩踏み出す」ということが重要である。
------	--

(2) 地域住民への情報発信の強化

社会福祉協議会による市民参加型広報研修会については、地区福祉委員会以外にもボランティア団体などからニーズが挙がっています。また、研修参加者が研修内容をさらに広めることで広報のノウハウを広めていくことが重要となっています。

社会福祉協議会のブログについては、見たいと思える情報の発信や、情報の受け手との双方向のやりとりといった工夫の必要性が指摘されています。

主な意見	<p><u>社会福祉協議会による市民参加型広報研修会について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の活動者は情報発信をして自分たちの活動をしっかりと知ってもらうことが重要であり、知ってもらうことが新たな参加者の獲得につながる。 ② 広報研修会を受講した人は周囲の人にも研修内容を広めてほしい。 ③ ボランティア団体も会報等を作成しているため、広報研修会に参加させてほしい。 <p><u>社会福祉協議会のブログについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 見たいと思える情報を発信することが大事である。また、情報発信については一方向ではなく、受け手が質問できたり、情報を発信する側と受ける側がつながることができる工夫も必要である。 ② 一部の人が知っているのではなく、如何に多くの人に伝えることができるかが重要である。
------	---

(3) 障がい者への合理的配慮について

地域での見守り活動や交流活動、防災活動などにおいて、障がい者への配慮が必要であるとの意見が多く出されました。平成 28 年 4 月に施行される「障害者差別解消法」を踏まえ、地域活動においても「合理的配慮」を重視した取り組みの展開が必要となっています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none">① 障がい者については、一人暮らしの高齢者と同様に地域での見守りが必要であり、地域住民に地域で障がい者も暮らしているという認識を持ってもらいたい。② 障害者差別解消法でも規定がある障がい者への「合理的配慮」については、重要なキーワードとなってくるため、地域活動においても負担感なく合理的配慮が大切であるという認識を広げていくことが必要である。③ 障害者差別解消法に規定のある「合理的配慮」については、周知徹底が必要である。④ 交流活動については、障がい者をはじめみんなが参加でき、楽しめる配慮が必要である。⑤ 小学校の土曜スクール時に障がい者にも参加してもらい避難訓練を開催し、また、地域で救出班を作り、手分けして救出ができるようになっており、障がい者の方についても救出台帳をつくり助けに行けるよう取り組みを進めている。
------	--

(4) 担い手の確保・育成について

地域福祉活動の担い手の確保・育成は依然として大きな課題となっています。各地域では担い手確保・育成のための独自の取り組みが展開されていますが、担い手にステップアップしてもらえるような仕組みが必要であるとの意見が挙がっており、実際にそのような仕組みを展開している地域もあります。

また、地域活動の参加者を担い手に変えていく仕組み、人と人との関わりをベースに担い手確保につなげるなど、「ステップアップ」が大きなキーワードになっています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none">① 即戦力の担い手を集めようとしてもすぐに集まるわけではなく、次世代を育成していくためには、ステップ（育成順序）が必要である。② 男性にも参加してもらえる地域の活動はあるが、参加者から担い手へ変えていく仕組みが必要である。③ 参加者と顔なじみになってから、担い手の候補者を絞るなど、人と人との関わりの中で声をかけてつなげていくことが重要である。④ 地区活性化指導員をつくり、地域で活躍してもらえるようステップアップの仕組みをつくっている地域がある。⑤ 担い手のスキルアップ講座などの学習会を開催し、担い手の確保につなげている地域がある。
------	--

(5) 地域での活動について（現状と課題）

地域での活動についてはそれぞれの地域のスタイルがありますが、取り組みの情報などを共有し、協力・連携を進めることが必要との意見が多く挙がっています。また、地域がより効果的に活動できるよう、行政からの制度・サービス等の情報提供が必要との意見も出されました。

さらに、地域では地域包括支援センターをはじめとする福祉の専門職との連携が進んできており、エリア間とともに専門職との連携についても今後さらなる拡充が必要となっています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none">① 見守り活動にもそれぞれの地域のスタイルがあり、各地区が情報を共有し、連携できる部分は連携することで、さらに良い活動になる。② 地域の実態に合わせて、地域が制度等を活用できるよう、行政には色々な情報を色々な機会を提供してほしい。③ 福祉の専門職には地域での活動へ参加してもらったり、住民からの福祉相談に対応してもらっており、地域と福祉の専門職との連携は結構進んでいる。④ 隣の地域の力を借りて盆踊りを存続させることができたという事例もあり、団体や組織がエリアを超えて協働していくことが必要であり、そのためには日常的な関係性が重要となる。⑤ 地域の活動については、小学校区間の区割りを超えて連携も考えていかないといけない。⑥ ある地域では、青少年指導員の定数削減時に地域内で協議して、地区活性化指導員という仕組みをつくったが、課題に対してみんなで協議し、次につなげることが非常に重要である。⑦ 「やりたいことをみんなで一緒にやろう」というスタンスであれば集まりやすい。⑧ 身近な所に相談窓口を設置している地域があるが、身近な相談窓口は住民にとって安心感につながる。一方で、身近な相談窓口は「身近すぎる」という問題もあるため、取り組みの工夫は必要である。
------	---

(6) 子どもとの関わりについて

次代を担う子どもとの関わりが地域福祉活動においても非常に重要となっており、こども会や世代間交流、子ども自身との議論・情報提供など子どもとの関わり方に関する事例や意見が多く出されました。

主な意見	<ul style="list-style-type: none">① 地域の活動について、子どもたちとも議論したり、情報提供を進めることが必要である。② 高齢者と子どもの世代間交流から、子どもの保護者などさまざまな世代に交流の幅を広げることが重要。③ 人材育成として、子どもたちが10年後に地域に愛着をもって地域活動ができるよう、こども会の規則などを工夫している地域がある。結果として、子どもたちがあいさつするようになり、地域で顔見知りが増えていくことは重要である。
------	--

(7) 交流・つながりについて

住民の交流・つながりの醸成は地域福祉の基盤となります。地域では各団体等によるさまざまな交流活動が展開されています。今後も、住民一人ひとりが知らない間につながり、支え合いができる関係になっていくよう、各団体がこれまでの取り組みを継続・拡充させていくことが重要となっています。

主な意見

- ① コミュニケーション麻雀は手段の1つであり、これをきっかけに交流が広がるとよい。
- ② 朝市を開催し、モーニングが食べられるようにして、つながりづくりを進めている地域がある。
- ③ 共に生きる社会が当たり前になることをめざし、日常的な交流を通じて、日常的なちょっとした支え合いができることが必要である。
- ④ 各団体で住民同士のつながりを意識しながら活動を展開してもらっているので、それらの活動を通じて、住民一人ひとりが知らず知らずのうちに住民同士の支え合いができる関係になっていく。この流れが重要である。

4) 国の地域福祉に関連する法制度等の動向

第3次計画策定後（平成 25 年度以降）の地域福祉に関する各種法制度等の動向について整理します。

各種法制度	内容
生活困窮者自立支援法	平成 27 年4月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要な支援を行う。
介護保険法改正	平成 27 年4月改正。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう、地域支援事業として見直された。
障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	平成 26 年4月一部改正（平成 25 年4月施行）。重度訪問介護の重度知的・精神障がい者への対象拡大や、地域移行支援の対象が拡大されており、地域住民の理解や住民参加による見守り、支え合い等が求められている。
障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	平成 28 年4月施行。国・地方公共団体・民間事業者に障がいを理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を規定している。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年1月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。
子ども・子育て関連3法 （支援新制度）	平成 27 年4月施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業など、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされている。
災害対策基本法改正	平成 26 年4月施行。高齢者、障がい者等避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、災害時には、地域の支援者との間で情報共有できることとなった。
社会福祉法改正	平成 27 年4月閣議決定。社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施することなどが位置づけられた。

5) 対象者別の福祉関係個別計画等における課題

第3次計画策定後（平成25年度以降）に策定された対象者別の福祉関係個別計画で掲げられた現状・課題等から、地域福祉に関連する内容を中心に以下に整理します。

(1) 第6期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年3月策定）

①高齢者の生きがいづくり

- 高齢者の閉じこもりなど社会との疎遠化が危惧されており、地域で絆をつくり、地域の人が顔なじみとなる社会を構築していくために、地域活動への参加や高齢クラブへの加入促進、地域活動の担い手の育成による地域活動の活性化などが必要となっています。

②高齢者の健康づくり

- 健康づくり・介護予防の大切さを啓発し、活動の情報提供や参加へのきっかけづくりはもとより、身近な地域で健康について相談でき、自主的に健康づくり・介護予防に取り組める環境づくりをさらに進める必要があります。

③在宅生活支援

- 介護が必要となった時でも自宅での生活継続を高齢者の半数が望んでおり、在宅生活の継続に向けてニーズが多様化する中、多様な機関による連携を促進するとともに、さまざまな社会資源を活用した生活支援サービスを提供できる体制づくりが必要です。

④地域における見守りネットワークと相談体制の充実

- 地域において潜在化している高齢者を取り巻く課題を見逃さず拾い上げることができるよう、さまざまな主体がそれぞれの機能・特性を活かし、高齢者を見守るネットワークを強化するとともに、異変に気づいた場合の連絡先・相談先の周知を図っていくことが必要です。
- 避難行動要支援者への支援を進めるため、名簿の作成を進めており、平常時から地域の関係機関等での情報共有を図り、地域での見守りや高齢者の孤立化防止の推進のための活用に努めるとともに、災害時に避難行動要支援者の支援を確実に実施できる体制づくりを進める必要があります。

⑤高齢者の権利擁護

- 高齢者の権利擁護に関する制度に対する理解が広がっていない中、今後も継続的に成年後見制度の具体的な内容や手続き方法、相談窓口の周知を進める必要があります。
- 高齢者虐待への対応については早期発見・早期対応が重要となるため、高齢者虐待の相談窓口の通報先など、高齢者虐待への対応方法の周知を進める必要があります。

⑥認知症対策の充実

- 今後、さらなる高齢化の進行に伴い、認知機能の低下が見られる高齢者の増加が見込まれる中、地域住民の認知症への関心を高め、見守りや声かけなど、地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を図る必要があります。
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実及び情報収集の仕組みづくりをはじめ、地域での日常生活・家族の支援の強化、認知症に対応できる人材の育成がますます重要となります。

(2) 第4期八尾市障がい福祉計画（平成27年3月策定）

①地域生活支援事業について

- 障害者総合支援法の施行に基づく第4期計画の策定では、社会的障壁の除去につながるように、地域社会への働きかけの強化、地域における自発的な取り組み支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化に関する事業が地域生活支援事業の必須事業として追加されました。障がいの理解の浸透に関してまだまだ課題があることから、上記の必須事業について適切な運用が求められます。

②支援の質について

- 制度改正が相次ぐ中で障がい福祉サービス等の対象や利用要件の改変が続いており、このような情報の周知に努めるとともに、必要な人がサービスを利用しやすいようにサービス内容や利用方法について、啓発活動を充実する必要があります。

③障害者差別解消法への対応について

- 国・府の動向等を注視しつつ、障害者差別解消法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の禁止についての考え方を踏まえつつ、国の示す基本方針に基づく対応要領等の策定についての検討に着手するなど、本市はもとより、本市の関係機関、地域住民への啓発に取り組むことにより、障がい福祉サービスの円滑な提供体制の整備に努めます。

(3) 八尾市こどもいきいき未来計画（第2期次世代育成支援行動計画）（平成27年3月策定）

①子どもがいきいきと育つための支援の充実

- 子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上に向けて、親や地域全体が子どもの育ちを見守っていくことが求められています。

②みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実

- 地域における子育て支援活動や子どもの見守り、地域の資源（人やしくみ）による切れ目のない支え合いが重要であり、この支え合いを活性化していくことが求められています。
- 子ども自身が地域の一員であることを認識し、子どもが主体的に参加できるよう、こども会の活動などへの参加促進が重要となっています。また、子どもの自主的な活動に対する地域のあたたかな見守りも期待されています。
- 地域における人とのつながりが、家庭での子育て力の向上や情報を得るきっかけづくりに役立つことから、地域等で行うイベントや活動に子どもや親が積極的に参加することで、地域とのつながりを深めることが必要です。また、地域のネットワーク強化に向け、地域の子育て支援の拠点整備とセンター機能の充実も求められます。
- 子どもの成長に応じて安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所が今後も求められており、特に身近な地域にあることが期待されています。そのため、地域での子どもの見守りなど安全・防犯活動への期待が大きくなっています。

2. 実施計画編【後期】の策定体制及び策定経過

1) 計画の策定体制

(1) 地区福祉委員会委員長ヒアリングの実施

地区福祉委員長連絡協議会の役員（4名）を対象に、

- ・前期実施計画策定後の活動内容
- ・他機関・団体との連携、協力の状況
- ・活動を進めるうえでの課題や問題点

といった項目を中心にヒアリング調査を実施しました。（平成 27 年9月8日 13：30～15：00 実施）

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画審議会

幅広い観点から計画策定を進めていくため、学識経験者をはじめ関係機関や各種団体の代表、公募市民で構成する「八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画審議会」を開催し、地域福祉推進に関する課題や今後の方向性、必要な取り組みなどを検討・審議を行いました。

(3) 市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見募集

計画策定における市民参画の1つの手段として、市民意見を広く募集するため、「第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施計画編【後期】（素案）」について、ホームページに掲載するとともに、地域福祉政策課、情報公開室、各出張所などにおいて閲覧できるようにしました。

2) 計画の策定経過

日程	項目	内容
平成 27 年 8月 25 日 (火)	第 1 回八尾市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画審議会	1. 第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について 2. 平成 25・26 年度市民会議の概要について 3. 実施計画編【前期】指標の進捗状況等について 4. 実施計画編【後期】策定の方向性について 5. その他
平成 27 年 9月 8 日 (火)	地区福祉委員会委員長 ヒアリング	地区福祉委員長連絡協議会の役員 (4 名) を対象に、ヒアリング調査を実施
平成 27 年 10月 5 日 (月)	第 2 回八尾市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画審議会	1. 地域福祉計画に係る市の取り組み実績報告 2. 実施計画編【後期】の策定にあたってのトピックス 3. 実施計画編【後期】の策定に向けた流れ 4. 実施計画編【後期】の内容案 5. その他
平成 27 年 12月 7 日 (月)	第 3 回八尾市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画審議会	1. 第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の実施計画編【後期】素案について 2. その他
平成 28 年 1月 22 日 (金) ~ 2月 22 日 (月)	第 3 次八尾市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 実施計画 編【後期】に対する市民意見 提出制度 (パブリックコメン ト) の実施	素案の閲覧場所は、 総合案内室、地域福祉政策課、情報公開室、 各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、 桂人権コミュニティセンター、安中人権コ ミュニティセンター、障害者総合福祉セン ター、生涯学習センター、各図書館、社会 福祉会館、医療型児童発達支援センター、 福祉型児童発達支援センター。 また、ホームページでも掲載。
平成 28 年 3月 4 日 (金)	第 4 回八尾市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画審議会	1. 市民意見提出制度 (パブリックコメント) 実施結果と市の考え方について 2. 第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施計画編【後期】素案の最終確認につい て

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画審議会委員名簿

区分	役職・団体名	氏名
学識経験者	桃山学院大学 副学長（社会学部教授）	松端 克文
	佛教大学 福祉教育開発センター 講師	金田 喜弘
関係機関	八尾市医師会 副会長	貴島 秀樹
	八尾保健所 企画調整課長	松元 清美
	東大阪子ども家庭センター 企画調整課総括主査	緒方 裕子
	八尾市地域包括支援センター連絡会 副会長	樋口 昌徳
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会計	谷岡 久枝
	八尾市人権協会 副理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 副会長	二宮 久子
	八尾市障害者団体連合会 会長	渡辺 節子
	八尾市高齢クラブ連合会 副会長	佐野 文恵
	八尾市母子寡婦福祉会 厚生部長	山崎 一子
	八尾市青少年育成連絡協議会 会長	村尾 佳代子
	八尾市ボランティア連絡会 会長	辻田 保子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	山下 彬
	八尾市自治振興委員会 副会長	西田 裕
	市民委員（公募）	田中 米征
	市民委員（公募）	岡野 誠一
	市民委員（公募）	大石 啓子
幹事	健康福祉部長	田辺 卓次
	健康福祉部健康推進担当部長	西田 一明
	地域福祉政策課長	中野 龍介
	次長兼福祉指導監査課長	浅原 利信
	次長兼生活福祉課長	菱井 義則
	高齢福祉課長	山本 和弘
	介護保険課長	近江 健悟
	障がい福祉課長	御前 敬
	保健推進課長	福島 英彦
	八尾市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	菱家 昭美

※役職・団体名は審議会開催時のものです。

4. 用語解説

あ行

青色パトロール（青色回転灯パトロール車によるパトロール）

地域において、青色回転灯を装着した自動車（青色回転灯パトロール車）を活用した巡回パトロールや登下校時の子どもの見守りなどのことをいいます。

いきいきネット相談支援センター

専門の相談員（CSW：コミュニティソーシャルワーカー、施設CSWとは異なる）を配置し、各関係機関と連携しながら、福祉的な支援が必要な方に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談や支援を行う機関です。

インフォーマルサービス

地域のボランティアや近隣の支え合いなどの私的なサービスのことをいいます。一方、各種機関、サービス事業所による公的なサービスはフォーマルサービスといいます。

NPO（nonprofit organization）

民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における民間の営利を目的としない社会活動団体のこと。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

エリア型福祉活動

特定の地域・エリア（例えば、町会単位、小学校区単位など）でさまざまな分野にわたって取り組む福祉活動のことです。（地域団体などによる福祉活動）

か行

グループホーム

就労などをしている知的障がい者や精神障がい者が、地域にある住宅などで、世話人から相談、食事などの日常的な生活援助を受けながら共同生活する形態を「グループホーム」といいます。

ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家です。要介護者または要支援者からの相談に応じて、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス、または施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設などとの連絡調整を行う人をいいます。

校区まちづくり協議会

各小学校区（地域の活動の状況に応じて中学校区）を「地域」の基本単位として、住民が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色をいかして、身近な地域の課題を解決するための組織として、地域に関わるさまざまな団体が参画してできた組織です。

高齢クラブ

八尾市に居住するおおむね 60 歳以上の方を対象として、「自らの生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を行う組織です。

子育て総合支援ネットワークセンター

子育てや子どもの発達についての相談、児童家庭相談、ひとり親家庭相談を行っています。

コミュニティ推進スタッフ

地域のまちづくりを支援する職員で、地域資源の収集・発信や地域活動と行政、地域の力、市民の力をフルに生かした、そのまちらしいまちづくりの実現に向けてお手伝いします。市民ふれあい課、各出張所、各人権コミュニティセンター、緑ヶ丘コミュニティセンターなど、市内のおおむね中学校区単位の 1 名配置しています。

孤立死

社会や地域から孤立した結果、死後、長期間放置されるような状態をいいます。

さ行

災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいいます。具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者をはじめ、日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者やわが国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられます。

災害ボランティアセンター

災害時に、ボランティア活動を行おうとする人の受入れや、ボランティア活動の調整を行うための拠点です。八尾市では、八尾市社会福祉協議会が大阪府社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置・運営します。

C o W（コミュニティワーカー）

小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動がより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応や必要な支援につなぐ社協職員のことです。

自主防災組織

大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のことです。

自治振興委員会

市内すべての町会により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会・住民とのパイプ役を果たしています。また、自治振興委員会はおおむね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会で構成されています。

市民後見人

一般市民による成年後見人であり、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方に親族がいない場合に、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの法律契約を行います。

社会貢献支援員

社会福祉法人（高齢者施設、保育園など）が少ない地域や、相談が多く総合生活相談員だけでは対応が困難な地域などをサポートするため、大阪府社会福祉協議会が雇用し配置している相談員で、医療や福祉の制度、サービスについて地域で気軽に相談でき、必要なサービスが利用できるよう支援しています。

社会貢献事業

社会福祉法人（高齢者施設、保育園など）に配置される総合生活相談員と大阪府社会福祉協議会が雇用し配置する社会貢献支援員が、地域の関係機関とともに、生活困窮に陥ったさまざまな方に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつないだり日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて現物給付による経済的援助を行う事業です。

社会福祉施設連絡会

社会福祉施設による地域貢献を目的として、平成 24 年に市内の社会福祉法人により設立されました。平成 26 年には八尾市と災害時の協力に関する協定を締結しています。今後は「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業～大阪しあわせネットワーク～」の身近な相談窓口としての役割を務めます。

就労・生活相談

就労相談及び就労につながる生活上の諸問題の解決に向け、出張所を中心に市内6カ所の拠点に、関係機関と連携した支援を行う相談員を配置し、相談事業を実施しています。

障がい者相談支援事業所

障がい児者及び保護者の方からの相談に応じ、情報提供を行い、また障害福祉サービス利用のための援助を行う事業所のことです。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子などで社会的に援助を必要とする人々が、地域で孤立せずに安心して生活し続けることを目的とした活動です。地区福祉委員会を中心に、要援護者への個別見守り・声かけ活動（個別援助活動）、グループでの会食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流など（グループ援助活動）を行っています。

女性団体連合会

女性の英知と団結によって男女共同参画社会を実現し、明るい社会づくりに寄与することを目的に設立された社会教育団体で、小学校区ごとに組織された地区女性会で構成されています。女性の社会的地位向上のための学習、人権・環境・福祉などに関する啓発事業などを実施しています。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27（2015）年 4 月 1 日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。

成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な人が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行うのが困難な場合などに、それらの人々の権利を守るための制度です。

セーフティネット

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取り組みを推進するとともに、地域においてさまざまな困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

総合生活相談員

大阪府内の老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）が、地域に必要な医療や福祉のサービスなどが何らかの理由で利用できていないような方々を対象に、訪問相談・支援を行うため配置している人のことをいいます。そのため、大阪府社会福祉協議会の老人施設部会では、会員施設より特別部会費を募り、社会貢献基金を設置し、総合生活相談員（施設CSW）の活動や社会貢献支援員の活動を支援しています。

ソーシャルインクルージョン

社会的包容ともいい、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康的で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

た行

第三者評価

介護保険サービスなどの利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます

地域就労支援事業

働く意欲がありながら、身体的機能、年齢、性別、出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施しています。

地域内施設連絡会

市民の身近な相談拠点である各出張所及び市民ふれあい課が、地域と協働して地域の問題解決に向けた取り組みや地域のまちづくりの総合調整を推進するために、それぞれの所管区域内の関係機関、社会福祉施設等とのネットワークの構築及び情報共有を行うことを目的に、各出張所等に平成 26 年度から順次設置しています。

地域分権

八尾市が進めている「地域のまちづくり」の取り組みの総称。地域分権によりめざす姿は「それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている」ことです。

地域包括支援センター

高齢者を健康・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支えるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が常駐し、高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、高齢者本人や家族に対する相談や支援を行う機関です。

八尾市では、市の直営型 1 か所と八尾市立社会福祉会館内にランチ 1 か所、および地域型 10 か所の計 12 か所の地域包括支援センターを設置しており、身近な相談窓口として機能しています。

地区福祉委員会

地区福祉委員会とは、社会福祉協議会を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成される住民組織です。

おおむね小学校区を単位とし、現在八尾市内の 32 地区に設置されており、社会福祉協議会と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

テーマ型福祉活動

特定の課題・テーマに沿って、取り組む福祉活動のことです。(ボランティア団体やNPOなどによる福祉活動)

な行

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行うことが困難な人で、しかも援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行う事業です。

ノウハウ

専門的な技術、手法、情報や経験のこと、また、その蓄積のことをいいます。

は行

パーソナル・サポート事業

これまでの就労支援・相談施策では自立を達成することができない、就労から遠い距離にある就労困難者等に対し、パーソナル・サポーターが寄り添い型支援を実施することで、それぞれのレベルに応じた自立に導く事業を実施しています。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などのための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報など生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

ひきこもり

ひきこもりとは、厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

福祉有償運送（事業）

社会福祉法人やNPOなどの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用し移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う福祉車両などによる移送サービスのことをいいます。

ふれあい喫茶（ふれあい喫茶型サロン）

地域のコミュニティセンターや地区集会所、マンションの集会室や自宅など身近な場所で、地域ボランティアが簡単な飲み物などを提供することで、地域住民が気軽に集い、交流することで、地域のつながりを生み出すことを目的とした活動です。

法人後見受任

社会福祉協議会などが法人組織として成年後見人などを受任することをいいます。

ま行

民生委員児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

ら行

ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階のことをいいます。「健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画」では、ライフステージを、乳幼児期（0～5歳）、少年期（6～15歳）、青年期（16～24歳）、壮年期（25～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）の6つの段階に設定しています。

わ行

わがまち推進計画

校区まちづくり協議会を中心とする「地域」が主体となって地域のまちづくりや地域活動を進めていくために、地域住民の想いやまちづくりの方向性をまとめていくものです。八尾市内の各小学校区（地域の活動の状況に応じて中学校区）で、住民が「何に力を入れていくのか」「担い手をどうしていくのか」など、5年、10年先の地域のまちづくりの方向性を地域で話し合い、定め、みんなで共有していくための計画です。

第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画（実施計画編）

平成28年3月 発行

発行者：

八尾市 地域福祉部 地域福祉政策課

〒581-0003 八尾市本町 2-4-10

TEL:072-924-8526

FAX:072-922-3786

Eメール:hukusi@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ:

<http://www.city.yao.osaka.jp/>

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

〒581-0003 八尾市本町 2-4-10

TEL:072-991-1161

FAX:072-924-0974

Eメール:yaosyakyo@forest.ocn.ne.jp

八尾市社会福祉協議会ホームページ:

<http://yaosyakyo.org/yaosya/>

刊行物番号：H27-220